

様式第 1 号（第 2 条関係）

使 用 許 可 申 請 書

墓 地 名	大竹市営			墓地・墓苑
墓地の等級番号及び面積	区画番号		平方メートル	
	等級番号	級 号		
使 用 料	円			
使用者の本籍				
使用者の住所	大竹市			

上記のとおり使用したいので大竹市墓地使用条例第 4 条及び同施行規則第 2 条の規定により申請します。

年 月 日

大 竹 市 長 様

(使用者)

氏名 _____

電話 (_____) _____

※添付書類

○使用者の住民票（抄本可、本籍が記載されたもの）

墓地の使用許可条件

1. 墓地の使用について

墓地は、焼骨の埋葬及びこれに伴う墓碑の建設目的以外には使用できません。
また、墓地は他人に譲渡したり、転貸することはできません。

2. 永代使用料

納付された永代使用料は原則としてお返ししません。ただし許可後5年以内に墓地を返還したときは、永代使用料をお返しします。

3. 使用権の継承

使用権は、相続以外に移転することはできません。ただし、やむを得ない事由によって、親族または縁故者が継承しようとするときは、継承による移転申請書に、親族等の関係を証明する書類と現使用権者の使用許可証を市に提出し、許可を受けなければなりません。

4. 住所・氏名の変更届出

使用者が住所または氏名を変更したときは、住所（氏名）変更届と使用許可証を市に提出し、許可証の更新を受けなければなりません。

5. 埋蔵等の届出

使用者は、墓地に焼骨を埋蔵するときは、市に届出なければなりません。

6. 使用許可の取り消し

つぎの各号に該当するときは、使用許可を取り消す場合があります。

- (1) 墓地使用条例、規則等に違反したとき。
- (2) 許可後、2年を経過しても使用しないとき。ただし、碑標等を設けたときは、この限りではありません。
- (3) 使用者の住所が不明となり、10年を経過したとき。
- (4) 墓地を他人に転貸したり、譲渡しようとしたとき。

7. 墓地の返還

墓地を返還しようとするときは、返還届と使用許可証を市に提出しなければなりません。
また、返還する墓地は原形に復して、市の確認を受けなければなりません。

8. 工作物等の設置について

- (1) 墓碑及びこれに類する施設の高さ 2メートル以内
- (2) 囲障の高さ 1メートル以内（梅ヶ滝墓地、鞍掛墓地、黒川墓苑のみ）
※立戸墓苑については、囲障の設置は認めません。
- (3) 盛土の高さ 10センチメートル以内

9. 墓地の管理

許可区画内の維持管理は、使用者自ら行ってください。

また、墓碑を設置されない場合も、除草等は責任を持って行い、他の人に迷惑にならないようにしてください。